**専門部育成事業実施要項**

**１　目　的**

　　全国高等学校文化連盟（全国高文連）に設置された専門部を対象に，第47回全国高等学校総合文化祭の機運を継承し，全国大会・九州大会等において更なる活躍ができるような専門部活動の強化を支援する。

**２　事業内容**

　⑴　育成指導者配置事業

　専門部の活動に関する豊富な知識と指導経験をもつ外部指導者・講師を招聘し，質の高い指導を受けることにより，効果的な技能向上を図る。専門部に所属する部活動・生徒を対象として，広く実施する。

　⑵　団体指定専門部育成事業

　　　専門部が特に指定する団体（部活動）の活動に対して支援を行い，全国大会・九州大会において上位の成績をおさめられるような実力の強化を図る。また，指定された団体が他の団体・生徒に成果を還元することにより，専門部活動全体の強化を図る。

**３　実施時期**

　⑴　第Ⅰ期（令和６年度～令和11年度）

　⑵　第Ⅰ期（令和６年度～令和11年度）

**４　対象団体**

⑴　育成指導者配置事業

ア　県高文連専門部のうち全国高文連に設置されている専門部。

イ　第47回全国高等学校総合文化祭に協賛部門として参加した県高文連専門部。

⑵　団体指定専門部育成事業

⑴の対象となる専門部が特に指定する団体（部活動）が行う強化活動。ただし，指定された部活動は，専門部所属の他校・他部活動にその成果を還元できる機会を提供しなくてはならない。

**５　推薦，選考，及び決定**

この事業の実施を計画する専門部は実施計画書を高文連事務局へ提出する。事業対象の選考は理事会が行い，会長が決定する。

**６　助成の対象，事業数，金額**

⑴　助成の対象

　ア　外部指導者・講師を招聘する際の費用。対象は交通費，宿泊費，報酬とする。

　イ　会場および付帯設備使用料。

　ウ　指定された部活動がその成果を還元するための機会にかかる交通費（参加者の交通費は対象外とする）および活動に必要な物品の輸送費，成果報告作成費用等。

エ　その他，専門部が事業実施のために必要と認めるもの。

⑵　事業数

　　 １専門部につき，「育成指導者配置事業」として１事業の実施，「団体指定専門部育成事業」として１団体の指定を上限とする。

⑶　金額

ア　「育成指導者配置事業」実施のために招聘される外部指導者・講師に係る費用合計について，１名あたりの上限を次のとおり定める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者の拠点 | 県内 | 沖縄を除く九州内 | 沖縄を含む九州外 |
| 費用合計の上限額 | ５万円 | 10万円 | 20万円 |

イ　「育成指導者配置事業」として実施される事業が複数回に分けて実施される場合（前期・後期，春期・秋期等）は，合計額がアの上限を超えないこと。

ウ　「団体指定専門部育成事業」として実施される活動への助成額上限は10万円とする。部活動強化のための活動と他への還元のための活動の費用合計が上限を超えないよう留意すること。

**７　申請・報告**

　実施計画書に必要事項を記入し，定められた期日までに県高文連事務局へ提出する。また，事業終了後１ヶ月以内に報告書を高文連事務局へ提出する。